

農業経営基盤の強化の促進に関する 基本的な構想

令和5年9月

五 戸 町

目

次

第1	農業経営基盤の強化の促進に関する目標・・・・・・・・・・	1
第2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の 態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経 営の指標	6
第2の2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従 事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営も うとする青年等が目標とすべき農業経営の指標	11
第3	第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確 保及び育成に関する事項	14
第4	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利 用集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用 に関する事項	16
第5	農業経営基盤強化促進事業に関する事項・・・・・・・・・・	18
第6	その他・・・・・・・・・・	24

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 農業の現状

五戸町は、青森県東南部三戸郡の東北部に位置し、太平洋に注ぐ五戸川と馬淵川に注ぐ浅水川の2本の河川がほぼ平行して町を貫流しており、この2つの河川を挟んで、平坦部は水利を得て水田が開け、東に発達した穏やかな丘陵地帯は畑や果樹園等に利用されている。気象条件は、夏季に「ヤマセ」と呼ばれる冷たい偏東風が吹くことがあり、このヤマセはしばしば低温、長雨を伴い、農作物に悪影響を及ぼすことがある。

五戸町では、これまで、野菜、米、果樹、畜産、葉たばこ等を中心に複合経営を図ってきたところである。また、近年は地域産地化を図るため、高収益作物、ハウス栽培の導入が盛んとなっている。

五戸町の農業構造については、専業農家や一種兼業農家が減少し、二種兼業農家が増加している中で、農業の担い手不足が深刻化している。また、農業従事者をみても、65才以上層の従事者だけが増え、農業労働力の高齢化が年々進行している。更に農地の資産的保有化傾向が強く、兼業農家からの規模拡大志向農家への農地の流動化はこれまで顕著な進展をみないまま推移してきたが、世代交代等を機に急速に農地の流動化が進む可能性が高まっている。

一方、中山間地域においては、農業就農人口の高齢化及び減少に伴って、農業後継者に継承されない、または担い手に集積されない農地で一部遊休化したものが近年増加傾向にあることから、これを放置すれば担い手に対する利用集積が遅れるばかりでなく、周辺農地の耕作にも大きな支障を及ぼすおそれがある。

2 農業の基本方向

今後は、地域を一つの会社と見立てて経営していく「地域経営」を進める上でも、重要な役割が期待される担い手を育成・確保していくために、先進的な農業者などの研修受入体制を強化し就農を促進するほか、生産技術や経営のサポート体制の強化により、就農後の経営安定と地域での定着を図る。

また、経営規模拡大を志向する農家と施設栽培による集約的経営を展開する農家との間で、労働力提供、農地の貸借等においてその役割分担を図りつつ、地域複合としての農業発展を目指す。

さらに、農業生産発展の基礎となる優良農地の確保を図ることを基本として、農業振興地域整備計画に即し、秩序ある土地利用の確保に努めることとする。

担い手不足を改善していくための方策として、ヘルパー制度の導入及び新規労働力の確保に取り組むとともに、スマート農業や省力技術の導入により機械化一貫作業体系の確立及び労働力調整を図りつつ、土地利用型農業で自立しようとする農家への農地の利用集積、機械が効率的に作動するための土地基盤の整備等を推進する。

3 育成する農業経営体の経営目標

農業が職業として選択しうる魅力とやりがいのあるものとなるよう、農業経営において他産業従事者と遜色のない年間総労働時間（1人当たり2,000時間程度）で、他産業従事者の生涯所得と並びうる年間農業所得570～670万円程度（主たる従事者1人当たりの年間所得としてみれば430～530万円程度）を確保することができるような経営体を育成することを農業経営の目標とする。また、五戸町を含めた周辺地域の優良経営体の事例等を踏まえながら、個別経営体の指標を設定するものとする。

なお、このうち新規就農者については、農業経営開始から5年後に農業で生計が成り立つ年間農業所得として、経営体の目標の5割程度とする。

4 基本的施策

3の目標を達成するために講ずる基本的な施策は次のとおりとする。

- （1）農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第12条第1項の規定による農業経営改善計画（以下「農業経営改善計画」という。）の認定を受けた農業者又は組織経営体（以下「認定農業者」という。）の増加を図りつつ、新たに農業経営を営もうとする青年等（以下「新規就農者」という。）を確保し、法第14条の4に規定する青年等就農計画の認定を受けた新規就農者等（以下「認定新規就農者」という。）へと育成することを基本として取り組む。特に、地域農業のリード役となる若い生産者には、国際化に対応できる優れた経営感覚を持ち、意欲的に経営改善に取り組む人材が求められているため、農業内外の青年等の就農を支援し、優れた青年等の育成を進める。また、地域の合意形成に基づく「人・農地プラン」及び「地域農業経営基盤強化促進計画（以下「地域計画」という。）」の策定や見直しを推進しながら、土地利用型農業における農業経営基盤強化促進事業や農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下「中間管理事業法」という。）第2条第4項）が行う農地中間管理事業（中間管理事業法第2条第3項）等の積極的な活用による経営規模拡大を推進する。
- （2）生産性の向上を図り、農業経営基盤の強化を促進するため、圃場の集団化や大区画化を図るとともに農用地利用改善団体、土地改良区等の土地利用調整活動による農地の連担化を図る。
- （3）規模拡大に意欲的な地域農業の担い手を核とした経営体や農作業の受託を行う生産組織の育成に努め、体制の整ったものは特定農業法人や特定農業団体の設立へ誘導するとともに、農業参入企業による農地の有効活用を促進する。

(4) 地域農業に関するビジョンの作成等を通じて、将来農業で自立していこうとする意欲ある農業者と小規模な兼業農家等がそれぞれの集落において話し合いを重ねるための地区協議会の設立を推進する。

なお、農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請の推進や集落営農の組織化・法人化に当たっての話し合いの場に女性の参加を呼びかける等、女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力を促進する。

(5) 遊休農地については、農業上の利用の増進を図る農地とそれ以外の農地とに区分し、農業上の利用の増進を図る農地に関して、農業委員や農地利用最適化推進委員の活動により、認定農業者等への利用集積を図り、積極的に遊休農地の発生防止及び解消に努める。

(6) 水田農業等土地利用型農業が主である集落で、効率的かつ安定的な農業経営の育成及びこれらの経営への農用地の利用集積が遅れている集落のすべてにおいて、地域での話し合いと合意形成を促進するため、農用地利用改善団体の設立を目指す。また、地域での話し合いを進めるに当たっては、認定農業者の経営改善に資するよう団体の構成員間の役割分担を明確化しつつ、認定農業者の育成、集落営農の組織化・法人化等地域の実情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにするよう指導を行う。特に、認定農業者等担い手の不足が見込まれる地域においては、特定農業法人制度及び特定農業団体制度の普及啓発に努め、集落を単位とした集落営農の組織化・法人化を促進するため、農用地利用改善団体を設立するとともに、特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

(7) 施策の推進に当たり、五戸町・五戸町農業委員会（以下「農業委員会」という。）・八戸農業協同組合（以下「農業協同組合」という。）等の関係機関は、土地利用型部門の生産性の向上に向けて、既存の諸事業や制度の普及啓発とその有効な活用に努め、積極的な支援を行うものとする。

5 新規就農者数の確保目標

新規就農者数については、独立自営と雇用就農を合わせて年間3人を目標とする。

＜新規就農者数の目標＞

区 分	目標（R12）
新規就農者数	3人／年

6 地域別特徴と施策の方向

(1) 五戸地区（集落名：上大町・下大町・新町・川原町・博労町・荒町・下新井田・蛭川・八区・根前）

丘陵部は都市計画区域が多くを占める中に、畑が点在する。周辺の河川沿いは水田として利用され、水稻ににんにく等の野菜を加えた複合経営が行われている。農業従事者の高齢化が進み、水田所有者からの農地の貸付等の希望が増加傾向にあり、個人経営の認定農業者数名に水田の利用集積が図られている。

しかし、個々の担い手の経営農地は分散しており、農作業の効率化等が図られていないため、担い手の経営農地を面的に集積し、農作業の効率化等を図ることによって農地の引受能力を高め、更なる規模拡大を推進する。

(2) 川内地区（集落名：大森・大久木・佐野・切谷内南・切谷内北・粒ヶ谷地・菖蒲川・上区・中区・下区・北市川・池ノ堂・共和・水分・石呑・四五市・中筒・北田ノ沢）

中央の平野部は水田、北側と南側の丘陵部は畑として利用されている。ながいも、にんにく等の露地野菜栽培を経営の柱としつつ、水稻栽培を行う複合経営が主体であるが、野菜の単一経営や、野菜と葉たばこの複合経営もみられる。水稻栽培は、概ね集落単位で収穫作業受託組合が存在するが、耕起、代かき、播種作業を受託する集落営農組織はなく、また、水稻よりも畑作物に注力したい意向の個人農家が多いことから、作付けしない水田が他の地区に比べて多い。

既存の水稻収穫作業受託組合を母体に、水稻の基幹3作業を受託する集落営農組織を育成するとともに、圃場整備を進め、農作業の効率化を目指す。

(3) 豊間内地区（集落名：志戸岸・豊間内・岩ノ脇）

ながいも等の露地野菜栽培を経営の柱としつつ、水稻栽培を行う複合経営が主体である。平成23年度に水田の圃場整備が完了しているが、担い手への農地集積率は低く、集落営農組織もない。

集落営農の推進、農地中間管理事業の活用により、担い手への農地集積・集約化を図り、農作業の更なる効率化を目指す。

(4) 浅田地区（集落名：野沢・扇田・浅水下・浅水上・北向・関口・下豊川・上豊川・手倉橋・荷軽井）

中山間地域の浅田地区では、野菜・果樹・水稻・葉たばこ・畜産のうちの2～3部門を行う複合経営が展開され、認定農業者を中心とした担い手への農地の利用集積が進んでいる。しかし、オペレーター不足や機械更新資金の問題で、りんごの共同防除組織の維持が困難になってきているほか、農業従事者の高齢化及び減少に伴って、農業後継者に継承されない、または担い手に集積されない農地で一部遊休化したものが近年増加傾向にある。

認定農業者の掘起しや新規就農者の育成を進めるとともに、共同防除組織の再編も見据えてオペレーターを育成する。

(5) 倉石地区（集落名：鳥沼新田・槍沢・石沢・一ノ坪・風原平・清駒・中市・浦田・小渡・向松・大久保・横倉・太田・山田・谷地中・北向・沼沢・鎗水・舘町・宮台・森冬・古川代・平成）

中山間地域の倉石地区では、野菜・果樹・水稻・葉たばこ・畜産のうちの2～3部門を行う複合経営が主体であるが、野菜・果樹・畜産等の単一経営もみられる。水田は農地中間管理事業を活用した集落営農への利用集積が進んでいる一方、地縁血縁のつながりが強い土地柄のため、個人間では農地中間管理事業を活用せずに農地貸借や農作業受委託を行う傾向がある。

「地域計画」の話し合い等を通じて、農地中間管理事業の周知を図り、農地の集積・集約化を進める。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に五戸町内及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、五戸町における主要な営農類型を農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等について示すと次のとおりである。

【経営管理等に関する指標（各営農類型共通）】

経営管理の方法
(1) 経営と家計の分離を図り、経営の合理化・健全化を進めるため、複式簿記記帳を行ない、青色申告を実施する。 (2) 経営内容を的確に把握し、分析するため、パソコンの活用を図る。 (3) 経営の安定化・永続性を高めるため、経営管理を強化し、体制の整った経営体について法人化を進める。
農業従事の態様等
(1) 農業従事者を安定的に確保するため、家族経営協定の締結に基づく、休日制・給料制の導入に努める。また、雇用労働者の恒常的な確保を要する経営体では、社会保険への加入に努める。 (2) 他産業並の労働時間を実現するため、ヘルパー制度の導入や、季節労働者の適切な導入を図る。 (3) 労働環境の快適化を進めるため、作業環境の改善・作業条件の整備に努める。 (4) 労働の安全性強化を図るため、安全で作業者に適する機械の導入・休息時間の確保等に努める。また、労災保険等各種災害補償制度への加入に努める。

【個別経営体】

営農類型	経営規模	生産方式
野菜(ながいも他)＋主食用米＋飼料用米	〈作付面積等〉 ・野菜＝4.0ha - ながいも 2.3ha - ながいも(種子)0.5ha - ごぼう 1.2ha ・主食用米 ＝0.5ha ・飼料用米 ＝1.5ha ・緑肥作物 ＝0.5ha 〈経営面積〉	〈主要資本装備〉 ・トレンチャー、ながいも掘取機等 ・トラクター（70ps、40ps） 〈その他〉 ・緑肥による地力増進 ・水稻の機械作業は営農組織等へ委託

	水 田=2.0ha 普通畑=4.5ha 合 計=6.5ha (うち借地 3.0ha)	
果樹(りんご + おうとう他) + 主食用米	〈作付面積等〉 ・果樹 =3.3ha りんご 2.6ha おうとう 0.2ha 梅 0.5ha ・主食用米 =2.0ha 〈経営面積〉 水 田=2.0ha 樹園地=3.3ha 合 計=5.3ha	〈主要資本装備〉 ・スピードスプレーヤは共防利用 ・おうとうは雨よけ施設 〈その他〉 ・りんごの品種 つがる 0.5ha、 王林 0.5ha ふじ 0.8ha 紅玉 0.8ha ・おうとう品種 佐藤錦・サミット ・梅は梅漬け用 ・水稻の機械作業は営農組織等へ委託
葉たばこ + 主食用米 + 飼料用米	〈作付面積等〉 ・葉たばこ =2.0ha ・主食用米 =0.5ha ・飼料用米 =2.0ha 〈経営面積〉 水 田=2.5ha 普通畑=2.0ha 合 計=4.0ha (うち借地 1.0ha)	〈主要資本装備〉 ・葉たばこ管理機等一式 ・トラクター (35ps) ・パイプハウス 〈その他〉 ・水稻の機械作業は営農組織等へ委託
野菜(にんにく他) + 主食用米	〈作付面積等〉 ・野菜=1.7ha にんにく 0.8ha ながいも 0.7ha ながいも(種子)0.2ha ・主食用米 =1.0ha ・緑肥作物 =0.3ha 〈経営面積〉 水 田=1.0ha 普通畑=2.0ha 合 計=3.0ha (うち借地 1.0ha)	〈主要資本装備〉 ・にんにく収穫機 ・トラクター (50ps、30ps) ・トレンチャー、ながいも掘取機等 〈その他〉 ・緑肥による地力増進 ・水稻の機械作業は営農組織等へ委託

花き＋野菜（寒締めほうれんそう）＋主食用米	〈作付面積等〉 - 花き＝0.6ha - 夏ギク 0.3ha - 秋ギク 0.3ha - 野菜＝(0.3ha) - 寒締めほうれんそう（後作） 0.3ha - 主食用米 ＝1.0ha 〈経営面積〉 - 水田＝1.0ha - 普通畑＝0.6ha - のべ面積 0.9ha - 合計＝1.6ha	〈主要資本装備〉 - パイプハウス - トラクター（30ps） 〈その他〉 - 水稻の機械作業は営農組織等へ委託
肉用牛（繁殖肥育一貫）＋野菜（にんにく）	〈作付面積等〉 - 肉用牛（繁殖肥育一貫・黒毛和種）55頭 - 飼料作物 ＝1.5ha - 野菜 ＝1.4ha - にんにく 1.0ha - にんにく（種子）0.4ha 〈経営面積〉 - 水田＝1.4ha - 牧草地＝1.5ha - 合計＝2.9ha	〈主要資本装備〉 - 畜舎（300 m²）1棟 - コーンハーベスター - トラクター（65ps、30ps） - 輸送車 〈その他〉 - 飼料作物 - デントコーン＝0.5ha - 牧草＝1.0ha
野菜（ながいも＋にんにく他）	〈作付面積等〉 - 野菜 ＝3.8ha - ながいも 1.0ha - ながいも（種子）0.3ha - にんにく 0.8ha - ごぼう 0.7ha - だいこん（春） 0.5ha - だいこん（秋） 0.5ha - 緑肥作物 ＝0.5ha 〈経営面積〉 - 普通畑＝4.3ha - 合計＝4.3ha （うち借地 2.0ha）	〈主要資本装備〉 - トレンチャー、ながいも掘取機等 - トラクター（70ps、40ps） - にんにく収穫機 〈その他〉 - 緑肥による地力増進

（注） 個別経営体に係る営農類型ごとの農業経営の指標について、その前提となる労働力は、

標準的な家族農業経営を想定して、主たる従事者 1 人、補助従事者 1 ～ 2 人とし、1 日当たり最大就労可能時間を 10 時間程度としている。

【組織経営体の指標】

営農類型	経営規模	生産方式
主食用米 ＋飼料用米 ＋畑作 (大豆)	〈作付面積等〉 ・主食用米(移植) = 12ha ・主食用米(直播) = 8ha ・飼料用米 = 3ha ・大豆 = 17ha 〈経営面積〉 水田 = 40ha 合計 = 40ha (うち借地 40ha)	〈主要資本装備〉 ・トラクター (30ps・50ps 2台) ・田植機 (8条・鉄コーティング用直播機 1台) ・コンバイン (自脱式4条 1台) ・コンバイン (汎用型 1台) 〈その他〉 ・経営面積は全て借地 ・主食用米の一部と飼料用米は直播栽培 ・主食用米と飼料用米、大豆の病害虫防除と乾燥調整は委託
主食用米 ＋畑作(大豆)	〈作付面積等〉 ・主食用米(移植) = 20ha ・大豆 = 20ha 〈経営面積〉 水田 = 40ha 合計 = 40ha (うち借地 40ha)	〈主要資本装備〉 ・トラクター (30ps・50ps 2台) ・田植機 (8条 1台) ・コンバイン (自脱型6条 1台) ・コンバイン (汎用型 1台) 〈その他〉 ・経営面積は全て借地 ・主食用米と大豆の病害虫防除と乾燥調整は委託
主食用米 ＋飼料用米 ＋野菜 (にんにく)	〈作付面積等〉 ・主食用米(移植) = 10ha ・飼料用米 = 8ha ・野菜 = 2ha - にんにく 1.5ha - にんにく(種子) 0.5ha 〈経営面積〉 水田 = 20ha 合計 = 20ha (うち借地 20ha)	〈主要資本装備〉 ・トラクター (30ps・50ps 2台) ・田植機 (8条 1台) ・コンバイン (自脱型4条 1台) ・コンバイン (汎用型 1台) ・にんにく植付機、収穫機 〈その他〉 ・経営面積は全て借地 ・主食用米と飼料用米の病害虫防除と乾燥調整は委託 ・にんにくは優良種苗使用で3年増殖体系

主食用米 ＋畑作(大豆) ＋野菜 (にんにく)	〈作付面積等〉 ・主食用米(移植)＝12ha ・大豆＝12ha ・野菜＝1.0ha にんにく 0.7ha にんにく(種子) 0.3ha 〈経営面積〉 水田＝25ha 合計＝25ha (うち借地 25ha)	〈主要資本装備〉 ・トラクター (30ps・50ps 2台) ・田植機 (8条 1台) ・コンバイン (自脱型6条 1台) ・コンバイン (汎用型 1台) ・にんにく植付機、収穫機 〈その他〉 ・経営面積は全て借地 ・主食用米と大豆の病虫害防除と乾燥調整は委託 ・にんにくは優良種苗使用で3年増殖体系
----------------------------------	---	---

(注) 組織経営体とは、複数の個人又は世帯が、共同で農業を営むか、又はこれと併せて農作業を行う経営体であって、その主たる従事者が他産業並の労働時間で地域その他産業従事者と遜色ない水準の生涯所得を行い得るもの（例えば農事組合法人、有限会社その他農業生産組合のうち経営の一体性及び独立性を有するもの。）

第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

1 経営目標

新規就農者等においては、他産業従事者や育成する経営体と均衡する年間総労働時間（1人当たり2,000時間程度）で、農業経営開始から5年後には、農業で生計が成り立つ年間農業所得290～340万円程度（第1の3に示す経営体の目標の5割程度で、主たる従事者1人当たりの年間農業所得としてみれば220～270万円程度）を目標とする。

2 新規就農者等の基本的指標

新規就農者等が、魅力ある農業経営の実現に向けて、計画的に営農を進めるための目標とすべき経営指標を次のとおりとする。なお、経営管理等に関する指標（各営農類型共通）については第2に示すとおりとする。

【個別経営体】

営農類型	経営規模	生産方式
野菜＋主食 用米①	〈作付面積等〉 ・野菜 =2.4ha - ながいも 1.5ha - ながいも（種子） 0.4ha - ごぼう 0.5ha ・主食用米 =1.0ha ・緑肥作物 =0.3ha 〈経営面積〉 - 水田=1.0ha - 普通畑=2.7ha - 合計=3.7ha （うち借地 1.0ha）	〈主要資本装備〉 ・トレンチャー、ながいも掘取機等 ・トラクター（46ps） 〈その他〉 ・緑肥による地力増進 ・水稻の機械作業は営農組織等へ委託

果樹（りんご＋おうとう）＋主食用米	〈作付面積等〉 ・果樹 =1.5ha - りんご 1.4ha - おうとう 0.1ha ・主食用米 =2.0ha 〈経営面積〉 - 水田=2.0ha - 樹園地=1.5ha - 合計=3.5ha	〈主要資本装備〉 ・スピードスプレーヤーは共防利用 ・おうとうは雨よけ施設 〈その他〉 ・りんごの品種 つがる 0.2ha - 王林 0.2ha - ふじ 0.5ha - 紅玉 0.5ha ・おうとう品種 佐藤錦・サミット ・水稻の機械作業は営農組織等へ委託
葉たばこ＋主食用米	〈作付面積等〉 ・葉たばこ =1.0ha ・主食用米 =1.5ha 〈経営面積〉 - 水田=1.5ha - 普通畑=1.0ha - 合計=2.5ha	〈主要資本装備〉 ・葉たばこ管理機等一式 ・トラクター（35ps） ・パイプハウス 〈その他〉 ・水稻の機械作業は営農組織等へ委託
野菜＋主食用米②	〈作付面積等〉 ・野菜 =1.2ha - にんにく 0.5ha - ながいも 0.5ha - ながいも（種子） 0.2ha ・主食用米 =1.0ha ・緑肥作物 =0.3ha 〈経営面積〉 - 水田=1.0ha - 普通畑=1.5ha - 合計=2.5ha （うち借地 0.5ha）	〈主要資本装備〉 ・にんにく収穫機 ・トラクター（35ps） ・トレンチャー、ながいも掘取機等 〈その他〉 ・緑肥による地力増進 ・水稻の機械作業は営農組織等へ委託
花き＋野菜＋主食用米	〈作付面積等〉 ・花き =0.2ha - 夏ギク 0.1ha - 秋ギク 0.1ha - 野菜 =0.4ha - ながいも 0.3ha - ながいも（種子） 0.1ha	〈主要資本装備〉 ・パイプハウス ・トラクター（46ps） ・トレンチャー、ながいも掘機等 〈その他〉 ・水稻の機械作業は営農組織等へ委託

	・主食用米 =1.0ha 〈経営面積〉 水田=1.0ha 普通畑=0.6ha 合計=1.6ha	
肉用牛	〈作付面積等〉 ・肉用牛（肥育・黒毛和種） 50頭 ・飼料作物 =3.0ha 〈経営面積〉 牧草地=3.0ha	〈主要資本装備〉 ・畜舎（300 m²）1棟 ・コーンハーベスター ・トラクター（65ps） ・輸送車 〈その他〉 ・飼料作物はデントコーン
野菜（ながいも＋にんにく＋ごぼう＋だいこん）	〈作付面積等〉 ・野菜 =2.05ha - ながいも 0.5ha - ながいも（種子） 0.15ha - にんにく 0.4ha - ごぼう 0.4ha - だいこん（春） 0.3ha - だいこん（秋） 0.3ha ・緑肥作物 =0.3ha 〈経営面積〉 普通畑=2.35ha （うち借地 0.5ha）	〈主要資本装備〉 ・トレンチャー、ながいも掘取機等 ・トラクター（46ps） ・にんにく収穫機 〈その他〉 ・緑肥による地力増進

（注） 個別経営体に係る営農類型ごとの農業経営の指標について、その前提となる労働力は、標準的な家族農業経営を想定して、主たる従事者1人、補助従事者0～1人とし、1日当たり最大就労可能時間を10時間程度としている。

第3 第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

五戸町の特産品であるながいも、にんにくなどの農畜産物を安定的に生産し、五戸町農業の維持・発展に必要となる効率的かつ安定的な経営を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組む。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、青森県農業経営・就農サポートセンター(以下「サポートセンター」という。)、三八地域県民局地域農林水産部農業普及振興室(以下「県農業普及振興室」という。)、農業協同組合等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組む。

また、就農を促進するため、就農等希望者に対する就農情報の提供、農地・農業用機械の取得や生活支援などの受入体制の整備、先進的な法人経営等での実践的研修の実施、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。

さらに、農業従事者の安定確保を図るため、農業従事の態様等の改善、家族経営協定締結による就業制、休日制、ヘルパー制度の導入、高齢者及び非農家等の労働力や繁忙期の異なる産地間の労働力の活用等に取り組む。

加えて、五戸町農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事とともに農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるよう必要な情報の提供、受入体制の整備、研修の実施、交流会の実施等の支援を行う。

2 五戸町が主体的に行う取組

五戸町は、新規就農者や農業を担う多様な人材の確保に向けて、サポートセンター、県農業普及振興室や農業協同組合など関係機関と連携して、就農等希望者に対する情報提供、住宅の紹介や移住相談対応等の支援、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施や研修農場の整備、必要となる農用地等や農業用機械等のあっせん・確保、資金調達のサポートを行う。

また、就農後の定着に向けて、販路開拓や営農面から生活面までの様々な相談に対応するほか、他の農家等との交流の場を設けるなど、必要となるサポートを就農準備から定着まで一貫して行う。

このため、五戸町が主体となって、サポートセンター、県農業普及振興室、農業委員会、農業協同組合、農業教育機関等の関係団体が連携し、農業を担う者の受入から定着まで必要となるサポートを一元的に実施できる体制を構築する。

さらに、新規就農者等が地域内で孤立することがないように五戸町は必要な配慮を行うとともに、地域農業を担う者として当該者を育成するときは、必要に応じて、協議の場への参加や地域計画の修正等の措置を講じる。

五戸町は、新規就農者が、本構想に基づく青年等就農計画を作成し、青年等就農資金、国や県による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展できるよう必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

3 関係機関との連携・役割分担の考え方

五戸町は、サポートセンター、県農業普及振興室、農業委員会、農業協同組合、農業教育機関等の関係機関と連携しつつ、役割分担し、五戸町が全体的な管理・推進を行いながら、就農等希望者への情報提供や相談対応、研修の実施、農用地や農業用機械等のあっせん・確保、就農後の定着に向けたサポート等を実施する。

4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

五戸町は、農業協同組合等と連携して、区域内における作付け品目毎の就農受入体制、研修内容、就農後の農業経営・収入・生活のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、サポートセンター及び県農業普及振興室へ情報提供する。

農業を担う者の確保のため、農業協同組合等の関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努め、五戸町の区域内において後継者がいない場合は、サポートセンター及び県農業普及振興室等の関係機関へ情報提供する。さらに、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるようサポートセンター、農地中間管理機構、農業委員会等の関係機関と連携して、円滑な継承に向けて必要なサポートを行う。

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に関する目標

第2に掲げる、これらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占める面積のシェア及び面的集積の目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。

○効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標

効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェア及び面的集積の目標	備 考
面積のシェア：60% なお、効率的かつ安定的な農業経営を営む農用地が分散状態になっている現状を踏まえ、農地の面的集積を促進していくため、農地中間管理機構が行う農地中間管理事業による農地の調整活動を積極的に行いながら、農地利用集積における面的集積の割合を高めていくことを目標とする。	

(注) 1 上記のシェア目標は、個別経営体、組織経営体の地域における農用地の利用〔基幹的農作業（水稻については耕起、代かき、田植え、収穫、その他の作目については耕起、播種、収穫及びこれらに準ずる作業）を3作業以上実施している農作業受託の面積を含む。〕面積シェアの目標である。

2 目標年次は令和12年度とする。

2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状

五戸町の平坦部では、水稻・麦・大豆を主体とする土地利用型農業を展開し、認定農業者を中心とした担い手への農地の利用集積が進んできているが、担い手ごとの経営農地は比較的散在傾向にあり、農作業の効率化が図られず、担い手の更なる規模拡大が停滞している。

また、五戸町の中山間地域では、野菜・果樹・畜産を主体とする農業経営が展開され、認定農業者を中心とした担い手への農地の利用集積が進んできているが、農業就業人口の高齢化及び減少に伴って、農業後継者に継承されない、又は担い手に集積されない農地で

一部遊休化したものが近年増加傾向にある。

（２）今後の農地利用等の見通し及び将来の農地のビジョン

五戸町では、今後１０年で更に農業従事者の高齢化が進み、このような農地所有者からの農地の貸付等の意向が強まることが予測され、受け手となる担い手への農地の利用集積を円滑に進めるためには、担い手の経営農地を面的に集積し、農作業の効率化等を図ることによって農地の引受能力を高め、更なる規模拡大と経営改善を支援することが必要である。

また、生産性の向上・農業経営基盤の強化を促進するとともに、農用地利用改善団体、土地改良区等の土地利用調整活動による農地の連担化を図ることが必要である。

さらに、規模拡大に意欲的な地域農業の担い手を核とした経営体や農作業の受託を行う生産組織の育成に努め、体制の整ったものは特定農業法人や特定農業団体の設立へ誘導する。

特に、五戸町、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区等の関係機関・団体が連携し、地域計画の策定を通じ、地域の合意形成を図りながら、面としてまとまった形での農用地の集約化を進めることにより、団地面積の増加を図るとともに、担い手への農用地の集積を加速する。

また、中山間地域や担い手が不足している地域では、地域全体で農用地の確保・有効利用を図るため、中小・家族経営など地域社会の維持に重要な役割を果たしている経営体の新規就農促進を図るエリアや有機農業の団地化を図るエリア等の設定を促進するとともに、放牧利用や蜜源利用、省力栽培による保全等の取組を進める。

（３）農地利用ビジョン実現に向けた取組方針及び関係機関・団体との連携等

五戸町の将来の農地利用ビジョンの実現を図るため、以下の施策を推進することとする。なお、そのために関係機関等との間で農地に係る情報の共有化を進めるとともに、町関係各課、農業委員会、農業協同組合、土地改良区、農地中間管理機構（公益社団法人あおもり農業支援センター）及び地域担い手育成総合支援協議会等による連携体制を整備する。

[農地利用のビジョンの実現を図るための施策]

施策名	地区名	実施年度	施策の概要等
農地流動化の推進	町全域	H26年～	農地中間管理事業
土地改良事業	豊間内地区	H18年～H23年	区画整理：46.6ha
	粒ヶ谷地地区	H29年～R4年	区画整理：31.0ha
	下平谷地地区	R1年～R6年	区画整理：8.2 ha

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

五戸町が行う農業経営基盤強化促進事業の実施に当たり、法第6条第2項第6号により定める事項は以下のとおりとする。

なお、同事業の実施に当たり、別に定めのない場合は、農業経営基盤強化促進法の基本要綱（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知。以下「基本要綱」という。）に即して行うものとする。

1 第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

（1）第18条第1項の協議の場の設置の方法

協議の場の開催時期については、幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに、当該区域における基幹作物であるながいも、にんにくの農繁期を除いて設定することを基本とし、開催に当たっては、五戸町の公報への掲載やインターネットの利用等に加え、他の農業関係の集まりを積極的に活用し、周知を図る。

参加者については、農業者、五戸町、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業協同組合、農地中間管理機構の農地相談員、土地改良区、県農業普及振興室、その他の関係者とし、協議の場において、当該地域における「農業の将来の在り方」、「農業上の利用が行われる農用地等の区域」、「その他農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項」などについて協議を行うほか、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように五戸町が主体となって調整を行う。

協議の場の参加者等から協議事項に係る問合せへの対応を行うための窓口を五戸町農林課に設置する。

（2）第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準

農業上の利用が行われる農用地等の区域については、これまで人・農地プランの実質化が行われている区域を基に、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定することとし、その上で、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、活性化計画を作成し、粗放的な利用等による農用地の保全等を図る。

（3）その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

五戸町は、地域計画の策定に当たって、県農業普及振興室、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うほか、地域計画の実現に向け、農地中間管理事業や特例事業を通じた利用権の設定等を促進する。

2 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準、その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

五戸町は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域の農業関係者等で組織する団体（集落内で組織されている転作集団推進協議会、共同防除組合及び営農組合等）による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とするものとする。

ただし、ひとまとまりの集落を単位とした区域を実施区域とすることが困難である場合にあっては、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障をきたさない場合に限り、集落の一部を除外できるものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 農用地利用改善事業の実施区域

ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

（５）農用地利用規程の認定

- ① （２）に規定する区域をその地区とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第２３条第１項に規定する要件を備えるものは、基本要綱参考様式第６－１号の認定申請書を五戸町に提出して、農用地利用規程について五戸町の認定を受けることができる。
- ② 五戸町は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第２３条第３項の認定をする。
 - ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。
 - イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。
 - ウ （４）の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。
 - エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。
- ③ 五戸町は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を五戸町の掲示板への掲示により公告する。
- ④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

（６）特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

- ① （５）の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成する観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は、当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令（昭和５５年政令第２１９号）第１１条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。
- ② ①の規定により定める農用地利用規程においては、（４）の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。
 - ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所
 - イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標
 - ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

- ③ 五戸町は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について（５）の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が（５）の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、（５）の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が（２）に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

- ④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は認定農業者と、特定農用地利用規程は農業経営改善計画とみなす。

（７）農用地利用改善団体の勧奨等

- ① （５）の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあっては、当該特定農用地利用規定で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

- ② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

- ③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

（８）農用地利用改善事業の指導、援助

- ① 五戸町は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。

- ② 五戸町は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、県農業普及振興室、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構等の指導、助言を求めてきたときは、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

3 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進、その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

五戸町は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

- ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進
- イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織の育成
- ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受委託の促進の必要性についての普及啓発
- エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化
- オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、更には利用権の設定への移行の促進
- カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託のあっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

(3) その他

地域計画の実現に当たっては、担い手が受けきれない農用地について適切に管理し、将来的に担い手に引き継ぐことが重要であるため、農業支援サービス事業者による農作業受託料金の情報提供の推進や、農作業受託事業を実施する生産組織の育成、地域計画の策定に向けた協議における農作業受委託の活用の周知等を行うことにより、農作業の受委託を促進するための環境の整備を図る。

4 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策の推進

- ① 五戸町は、農業基盤整備、生活環境整備その他の関連事業の積極的な推進に努めるものとする。
- ② 五戸町は、農業基盤整備事業、農業近代化施設整備事業、その他の助成事業については農業経営基盤強化促進事業の実施を助長することを旨として実施するものとする。
- ③ 五戸町は、水田収益力強化ビジョンの実現に向けた積極的な取組によって、水稻作、転作を通ずる望ましい経営の育成を図ることとする。
- ④ ①から③のほか、五戸町は地域農業の振興に関する施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化促進事業の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

五戸町は、農業委員会、県農業普及振興室、農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体、その他関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討することとする。

更にこの検討結果を踏まえ、上記関係者等は、今後10年にわたり、第1、第4で掲げた目標や第2、第2の2の指標で示されるような経営体への移行を実現するため、効率的かつ安定的な経営の育成、及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合、土地改良区及び農地中間管理機構は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、五戸町は、このような協力の推進に配慮する。

第6 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

- 1 この基本構想は、平成18年 3月 1日から施行する。
- 2 この基本構想は、平成21年 4月 7日から施行する。
- 3 この基本構想は、平成22年 5月28日から施行する。
- 4 この基本構想は、平成24年 5月22日から施行する。
- 5 この基本構想は、平成26年 9月30日から施行する。
- 6 この基本構想は、平成29年 3月24日から施行する。
- 7 この基本構想は、令和 4年 3月29日から施行する。
- 8 この基本構想は、令和 5年 9月25日から施行する。

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）の施行後においても、同法に設けられた経過措置により引き続き農用地利用集積計画の作成を行う場合の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。

